

神戸市民間路線バス停留所ベンチ整備事業補助金交付要綱

平成 28 年 6 月 15 日 局長決定

(目的)

第 1 条 この要綱は、民間路線バス事業者による神戸市内の路線バス停留所へのベンチ整備を促進し、バスの待合環境及び市民の交通利便性の向上を図ることを目的とした、神戸市民間路線バス停留所ベンチ整備事業補助金（以下「補助金」という）について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）、神戸市補助金等の交付に関する規則（平成 27 年 3 月神戸市規則第 38 号。以下「補助金規則」という。）に定めがあるもののほか、当該補助金の交付等に関して必要な事項を定める。

(用語の定義)

第 2 条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、以下に定めるところによる。

- (1) 民間路線バス事業者とは、道路運送法（昭和 26 年法律 183 号）第 3 条第 1 号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を営業者をいう。

(対象者)

第 3 条 補助事業の対象者は、神戸市内において路線バスを運行する民間路線バス事業者（以下、「補助事業者」という）とする。

(対象事業・経費)

第 4 条 補助金の交付の対象となる事業は、神戸市内の路線バス停留所へのベンチ整備事業とし、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) ベンチの仕様及び設置箇所について、あらかじめ市長と協議して決定したもの
 - (2) 座面及び背もたれの材質は、再生木材チップを活用したものとし、ベンチに肘掛を有するもの
 - (3) 設置後のベンチが、バス利用者のみならず一般公共の用に供することができるものとし、座面高さや座面奥行等については高齢者の利用に配慮したもの
 - (4) 設置後のベンチの管理及び維持補修について、事業者が責任をもって行うもの
 - (5) 神戸市ベンチ設置指針に適合するとともに道路占用許可基準をみたすもの
- 2 補助事業の対象となる経費は、補助事業が当該年度内に実施するベンチの設置に要する経費のうち、次の各号に掲げるものとする。
- (1) ベンチ本体及び付属設備に要する経費
 - (2) 設置工事に要する経費
 - (3) その他市長が必要であると認めた経費

(補助金の額)

第 5 条 補助金の額は、予算の範囲内で次に掲げる額を限度とする。

- (1) ベンチ 1 基につき、補助対象経費の額に 3 分の 2 を乗じて得た金額（千円未満は切り捨て）又は 10 万円（消費税含）のいずれか低い額

(交付申請)

第 6 条 申請者は、補助金規則第 5 条第 1 項に基づき補助金の交付を申請するときは、次に掲げる書類を当該補助事業の開始前に、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助金交付申請書（様式第 1 号）
- (2) 事業概要書
- (3) 予算書
- (4) バス運行系統図及び停留所位置図
- (5) 実施設計書及び図面

（交付の決定）

第 7 条 市長は、補助金規則第 6 条による補助金の交付決定を行うときは、次に掲げる書類により速やかに申請者に通知するものとする。

- (1) 補助金交付決定通知書（様式第 2 号）
- (2) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、補助金規則第 6 条第 3 項による補助金額の交付が不相当である旨の通知を行うときは、次に掲げる書類をもって速やかに申請者に通知するものとする。

- (1) 補助金不交付決定通知書（様式第 3 号）
- (2) その他市長が必要と認める書類

（補助事業の変更等）

第 8 条 補助事業者は、補助金規則第 7 条第 1 項第 1 号に掲げる承認を受けようとするときは補助金交付決定内容変更承認申請書（様式第 4 号）を、同第 2 号に掲げる承認を受けようとするときは補助事業中止（廃止）承認申請書（様式第 5 号）を、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、当該申請に係る書類の内容を審査し、承認することが適当であると認めるときは、その旨を補助金交付決定変更通知書（様式第 6 号）又は補助事業中止（廃止）承認通知書（様式第 7 号）により、補助事業者に通知するものとする。

（実績報告書の提出）

第 9 条 補助事業者は、補助金規則第 15 条に基づき補助事業の実績を報告しようとするときは、次に掲げる書類を当該補助事業の完了後、当該補助事業完了の日（廃止の承認を受けたときは、次に掲げる書類をその承認を受けた日）から起算して 15 日を経過した日又は補助金の交付の決定をした会計年度の 3 月 31 日のいずれか早い日までに、市長まで提出しなければならない。

- (1) 補助事業実績報告書（様式第 8 号）
- (2) 事業の実施状況がわかる書類
- (3) 補助事業に係る収支決算書

（交付額の確定）

第 10 条 市長は、補助金規則第 16 条による補助金の交付額の確定を行ったときは、次に掲げる書類により、速やかに補助事業者に通知するものとする。

- (1) 補助金額確定通知書（様式第 9 号）
- (2) その他市長が必要と認める書類

（補助金の請求）

第 11 条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金請求書（様式第 10 号）を市長の定める期日までに市長に提出しなければならない。

2 前項の請求があったときは、市長は速やかに補助金を補助事業者に支払うものとする。

(交付決定の取消し)

第12条 市長は、補助金規則第19条による補助金の交付決定の全部又は一部を取り消したときは、速やかに、その旨を補助金交付決定取消通知書（様式第11号）により当該補助事業者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を取り消した場合において、既に補助金を交付しているときは、期限を定めて補助金を返還させるものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項は、住宅都市局長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年6月15日から施行する。